【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（基金による支払の対象から除かれる者）

**第十八条の十一**　法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　認定金融商品取引業者の役員（外国法人である認定金融商品取引業者にあつては、国内における代表者を含む。）

二　認定金融商品取引業者の親法人等及び子法人等

三　他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもつて顧客資産を有している一般顧客（当該他人の名義をもつて有する顧客資産に係る補償対象債権（法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権をいう。以下同じ。）に限る。）

四　補償対象債権に係る顧客資産のうちに、振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。）の誤記載等（同法第五十八条に規定する誤記載等をいう。）によつて受けた損害に係る債権であつて、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は外国倒産処理手続が開始されたときにおいて現に破産直近上位機関等（同条に規定する破産直近上位機関等をいう。）に対して有する債権を有している振替機関等（当該債権に係る補償対象債権に限り、前二号に掲げる者を除く。）

五　前各号に掲げる者のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する者

【平成20年7月4日 政令第219号】

（改正後）

（基金による支払の対象から除かれる者）

**第十八条の十一**　法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　認定金融商品取引業者の役員（外国法人である認定金融商品取引業者にあつては、国内における代表者を含む。）

二　認定金融商品取引業者の親法人等及び子法人等

三　他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもつて顧客資産を有している一般顧客（当該他人の名義をもつて有する顧客資産に係る補償対象債権（法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権をいう。以下同じ。）に限る。）

四　補償対象債権に係る顧客資産のうちに、振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。）の誤記載等（同法第五十八条に規定する誤記載等をいう。）によつて受けた損害に係る債権であつて、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は外国倒産処理手続が開始されたときにおいて現に破産直近上位機関等（同条に規定する破産直近上位機関等をいう。）に対して有する債権を有している振替機関等（当該債権に係る補償対象債権に限り、前二号に掲げる者を除く。）

五　前各号に掲げる者のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する者

（改正前）

（基金による支払の対象から除かれる者）

**第十八条の十一**　法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　認定金融商品取引業者の役員（外国法人である認定金融商品取引業者にあつては、国内における代表者を含む。）

二　認定金融商品取引業者の親法人等及び子法人等

三　他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもつて顧客資産を有している一般顧客（当該他人の名義をもつて有する顧客資産に係る補償対象債権（法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権をいう。以下同じ。）に限る。）

四　補償対象債権に係る顧客資産のうちに、振替機関等（社債等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。）の誤記載等（同法第五十八条に規定する誤記載等をいう。）によつて受けた損害に係る債権であつて、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は外国倒産処理手続が開始されたときにおいて現に破産直近上位機関等（同条に規定する破産直近上位機関等をいう。）に対して有する債権を有している振替機関等（当該債権に係る補償対象債権に限り、前二号に掲げる者を除く。）

五　前各号に掲げる者のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する者

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（基金による支払の対象から除かれる者）

**第十八条の十一**　法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　認定金融商品取引業者の役員（外国法人である認定金融商品取引業者にあつては、国内における代表者　を含む。）

二　認定金融商品取引業者の親法人等　及び子法人等

（三　削除）

三　他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもつて顧客資産を有している一般顧客（当該他人の名義をもつて有する顧客資産に係る補償対象債権（法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権をいう。以下同じ。）に限る。）

四　補償対象債権に係る顧客資産のうちに、振替機関等（社債等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。）の誤記載等（同法第五十八条に規定する誤記載等をいう。）によつて受けた損害に係る債権であつて、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は外国倒産処理手続が開始されたときにおいて現に破産直近上位機関等（同条に規定する破産直近上位機関等をいう。）に対して有する債権を有している振替機関等（当該債権に係る補償対象債権に限り、前二号に掲げる者を除く。）

五　前各号に掲げる者のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する者

（改正前）

（基金による支払の対象から除かれる者）

**第十八条の十一**　法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　認定証券会社の役員（外国証券会社にあつては、国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。）を含む。）

二　認定証券会社（外国証券会社を除く。）の親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。）及び子法人等（同条第六項に規定する子法人等をいう。）

三　認定証券会社（外国証券会社に限る。）の特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項に規定する特定法人等をいう。）

四　他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもつて顧客資産を有している一般顧客（当該他人の名義をもつて有する顧客資産に係る補償対象債権（法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権をいう。以下同じ。）に限る。）

五　補償対象債権に係る顧客資産のうちに、振替機関等（社債等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。）の誤記載等（同法第五十八条に規定する誤記載等をいう。）によつて受けた損害に係る債権であつて、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は外国倒産処理手続が開始されたときにおいて現に破産直近上位機関等（同条に規定する破産直近上位機関等をいう。）に対して有する債権を有している振替機関等（当該債権に係る補償対象債権に限り、前三号に掲げる者を除く。）

六　前各号に掲げる者のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する者

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（基金による支払の対象から除かれる者）

**第十八条の十一**　法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　認定証券会社の役員（外国証券会社にあつては、国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。）を含む。）

二　認定証券会社（外国証券会社を除く。）の親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。）及び子法人等（同条第六項に規定する子法人等をいう。）

三　認定証券会社（外国証券会社に限る。）の特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項に規定する特定法人等をいう。）

四　他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもつて顧客資産を有している一般顧客（当該他人の名義をもつて有する顧客資産に係る補償対象債権（法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権をいう。以下同じ。）に限る。）

五　補償対象債権に係る顧客資産のうちに、振替機関等（社債等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。）の誤記載等（同法第五十八条に規定する誤記載等をいう。）によつて受けた損害に係る債権であつて、破産手続、再生手続、更生手続　、特別清算手続又は外国倒産処理手続が開始されたときにおいて現に破産直近上位機関等（同条に規定する破産直近上位機関等をいう。）に対して有する債権を有している振替機関等（当該債権に係る補償対象債権に限り、前三号に掲げる者を除く。）

六　前各号に掲げる者のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する者

（改正前）

（基金による支払の対象から除かれる者）

**第十八条の十一**　法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　認定証券会社の役員（外国証券会社にあつては、国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。）を含む。）

二　認定証券会社（外国証券会社を除く。）の親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。）及び子法人等（同条第六項に規定する子法人等をいう。）

三　認定証券会社（外国証券会社に限る。）の特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項に規定する特定法人等をいう。）

四　他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもつて顧客資産を有している一般顧客（当該他人の名義をもつて有する顧客資産に係る補償対象債権（法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権をいう。以下同じ。）に限る。）

五　補償対象債権に係る顧客資産のうちに、振替機関等（社債等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。）の誤記載等（同法第五十八条に規定する誤記載等をいう。）によつて受けた損害に係る債権であつて、破産手続、再生手続、更生手続、整理手続、特別清算手続又は外国倒産処理手続が開始されたときにおいて現に破産直近上位機関等（同条に規定する破産直近上位機関等をいう。）に対して有する債権を有している振替機関等（当該債権に係る補償対象債権に限り、前三号に掲げる者を除く。）

六　前各号に掲げる者のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する者

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（基金による支払の対象から除かれる者）

**第十八条の十一**　法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　認定証券会社の役員（外国証券会社にあつては、国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。）を含む。）

二　認定証券会社（外国証券会社を除く。）の親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。）及び子法人等（同条第六項に規定する子法人等をいう。）

三　認定証券会社（外国証券会社に限る。）の特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項に規定する特定法人等をいう。）

四　他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもつて顧客資産を有している一般顧客（当該他人の名義をもつて有する顧客資産に係る補償対象債権（法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権をいう。以下同じ。）に限る。）

五　補償対象債権に係る顧客資産のうちに、振替機関等（社債等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。）の誤記載等（同法第五十八条に規定する誤記載等をいう。）によつて受けた損害に係る債権であつて、破産手続、再生手続、更生手続、整理手続、特別清算手続又は外国倒産処理手続が開始されたときにおいて現に破産直近上位機関等（同条に規定する破産直近上位機関等をいう。）に対して有する債権を有している振替機関等（当該債権に係る補償対象債権に限り、前三号に掲げる者を除く。）

六　前各号に掲げる者のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する者

（改正前）

（基金による支払の対象から除かれる者）

**第十八条の十一**　法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　認定証券会社の役員（外国証券会社にあつては、国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。）を含む。）

二　認定証券会社（外国証券会社を除く。）の親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。）及び子法人等（同条第六項に規定する子法人等をいう。）

三　認定証券会社（外国証券会社に限る。）の特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項に規定する特定法人等をいう。）

四　他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもつて顧客資産を有している一般顧客（当該他人の名義をもつて有する顧客資産に係る補償対象債権（法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権をいう。以下同じ。）に限る。）

（五　新設）

五　前各号に掲げる者のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する者

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（基金による支払の対象から除かれる者）

**第十八条の十一**　法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　認定証券会社の役員（外国証券会社にあつては、国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。）を含む。）

二　認定証券会社（外国証券会社を除く。）の親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。）及び子法人等（同条第六項に規定する子法人等をいう。）

三　認定証券会社（外国証券会社に限る。）の特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項に規定する特定法人等をいう。）

四　他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもつて顧客資産を有している一般顧客（当該他人の名義をもつて有する顧客資産に係る補償対象債権（法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権をいう。以下同じ。）に限る。）

五　前各号に掲げる者のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する者

（改正前）

（基金による支払の対象から除かれる者）

**第十八条の八**　法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　認定証券会社の役員（外国証券会社にあつては、国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）を含む。）

二　認定証券会社（外国証券会社を除く。）の親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。）及び子法人等（同条第六項に規定する子法人等をいう。）

三　認定証券会社（外国証券会社に限る。）の特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項に規定する特定法人等をいう。）

四　他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもつて顧客資産を有している一般顧客（当該他人の名義をもつて有する顧客資産に係る補償対象債権（法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権をいう。以下同じ。）に限る。）

五　前各号に掲げる者のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する者

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（基金による支払の対象から除かれる者）

**第十八条の八**　法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　認定証券会社の役員（外国証券会社にあつては、国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）を含む。）

二　認定証券会社（外国証券会社を除く。）の親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。）及び子法人等（同条第六項に規定する子法人等をいう。）

三　認定証券会社（外国証券会社に限る。）の特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項に規定する特定法人等をいう。）

四　他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもつて顧客資産を有している一般顧客（当該他人の名義をもつて有する顧客資産に係る補償対象債権（法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権をいう。以下同じ。）に限る。）

五　前各号に掲げる者のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する者

（改正前）

（基金による支払の対象から除かれる者）

**第十八条の八**　法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　認定証券会社の役員（外国証券会社にあつては、国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）を含む。）

二　認定証券会社（外国証券会社を除く。）の親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。）及び子法人等（同条第六項に規定する子法人等をいう。）

三　認定証券会社（外国証券会社に限る。）の特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項に規定する特定法人等をいう。）

四　他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもつて顧客資産を有している一般顧客（当該他人の名義をもつて有する顧客資産に係る補償対象債権（法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権をいう。以下同じ。）に限る。）

五　前各号に掲げる者のほか、金融再生委員会及び大蔵大臣が指定する者

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

（基金による支払の対象から除かれる者）

**第十八条の八**　法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　認定証券会社の役員（外国証券会社にあつては、国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）を含む。）

二　認定証券会社（外国証券会社を除く。）の親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。）及び子法人等（同条第六項に規定する子法人等をいう。）

三　認定証券会社（外国証券会社に限る。）の特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項に規定する特定法人等をいう。）

四　他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもつて顧客資産を有している一般顧客（当該他人の名義をもつて有する顧客資産に係る補償対象債権（法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権をいう。以下同じ。）に限る。）

五　前各号に掲げる者のほか、金融再生委員会及び大蔵大臣が指定する者

（改正前）

（基金による支払の対象から除かれる者）

**第十八条の八**　法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　認定証券会社の役員（外国証券会社にあつては、国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）を含む。）

二　認定証券会社（外国証券会社を除く。）の親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。）及び子法人等（同条第六項に規定する子法人等をいう。）

三　認定証券会社（外国証券会社に限る。）の特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項に規定する特定法人等をいう。）

四　他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもつて顧客資産を有している一般顧客（当該他人の名義をもつて有する顧客資産に係る補償対象債権（法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権をいう。以下同じ。）に限る。）

五　前各号に掲げる者のほか、大蔵大臣が指定する者

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】 （改正なし）

【平成10年11月4日 政令第357号】

（改正後）

（基金による支払の対象から除かれる者）

**第十八条の八**　法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　認定証券会社の役員（外国証券会社にあつては、国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）を含む。）

二　認定証券会社（外国証券会社を除く。）の親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。）及び子法人等（同条第六項に規定する子法人等をいう。）

三　認定証券会社（外国証券会社に限る。）の特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項に規定する特定法人等をいう。）

四　他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもつて顧客資産を有している一般顧客（当該他人の名義をもつて有する顧客資産に係る補償対象債権（法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権をいう。以下同じ。）に限る。）

五　前各号に掲げる者のほか、大蔵大臣が指定する者

（改正前）

（新設）